認定こども園等をご利用希望の保護者の皆様へ

丹波市健康福祉部子育て支援課

「マイナポータル (ぴったりサービス)」を利用した電子申請について

丹波市では、マイナポータルの「ぴったりサービス (電子申請)」を利用した 認定こども園等への入園申込が可能です。



マイナンバーカードを取得されている保護者様におかれましては、ぜひご利用ください。

主な電子申請のメリット

- ①園や市役所に行かなくても自宅や外出先でいつでも申請
- ②必要書類をデータや写真で提出
- ※なお、「教育標準時間(1号認定)の利用を希望する」、「医療的ケアが必要なお子さんの 保育を希望する(在園児童は除く)」及び「丹波市在住の方が、市外の施設を希望する」 場合、電子申請はご利用いただけませんので、書面で申請ください。

1 電子申請に必要なもの

(1) マイナンバーカード読み取り対応のスマートフォンまたはパソコン・IC カードリーダライタ 申請はスマートフォン、パソコンのどちらでも可能ですが、必要書類を撮影して添付 する必要があるため、スマートフォンから申請することをお勧めします。 動作環境については、(https://img.myna.go.jp/html/dousakankyou.html) をご参照ください。

(2) 申請者のマイナンバーカード及び下記の暗証番号

- ・署名用電子証明書暗証番号(6~16ケタ)
- ・利用者証明用電子証明書暗証番号(4ケタ)
- ・券面事項入力補助用暗証番号(4ケタ)

マイナンバーカードの受け取り時に 登録いただいた暗証番号です。

(3) 申請に添付する必要書類

保護者様の保育事由により必要な書類が異なりますので、事前に丹波市ホームページ から必要な様式をダウンロードし、書類の作成をお願いします。

丹波市HP トップページ⇒「ライフステージ」項目中の「子育て」

⇒「認定こども園」⇒「入所・退所」ページ内⇒

「令和6年度 認定こども園等入園申し込みを受付けています」



2 マイナポータルの手順

- (1)スマートフォンもしくはパソコンにマイナポータル接続用のアプリケーションをインストールする(アプリ:マイナポータルAP)
 - ※裏面は、スマートフォンで申請いただく際の流れとなります。パソコンからの申請いただく場合、基本的な入力項目は同じですが、マイナポータルへのアクセス方法が異なります。詳しくは、(https://img.myna.go.jp/manual/02/0006.html)をご参照ください。
- (2) マイナポータルにログインする ※きょうだいで同時に申込みをする場合は、一人ずつ申請が必要です。

画面操作手順

- ①トップページの「手続の検索・電子申請」を選択ください。
- ②郵便番号または市区町村名(=丹波市)を選択ください。
- ③「子育て」に チェックを入れて、「この条件で検索」を選択ください。
- ④一覧から「令和6年度 2・3号認定保育施設等の利用申込」を選択ください。
- ⑤「申請する」を選択ください。
 ※期限を過ぎて申請されたものは、利用希望月での調整の対象となりません。
 ※令和5年11月2日を過ぎると、当初の入所調整には入りませんので、予めご了承ください。
- ⑦「マイナンバーカードで自動入力」「カードを読み取る」を選択し、案内に沿いマイナンバー を読み取ってください。その後、電話番号等を入力し、「次へすすむ」を選択ください。 ※読み取りには、券面事項入力補助用暗証番号(4ケタ)が必要です。
- ⑧「情報閲覧の同意・注意事項」を確認し、 チェックをして「次へすすむ」を選択ください。
- ⑨案内に従いながら申請情報を入力し、全項目を入力後、「次へすすむ」を選択ください。 ※内容に誤りがある場合、「訂正」を選択ください。
- ⑩「ファイルを追加」を選択し、必要書類をアップロードください。※添付漏れがないようにご注意ください。※「カメラ」か「ファイルより写真を選択」し、アップロードください。
- ⑪全ての必要書類をアップロード後、「次へすすむ」を選択ください。
- ②「電子署名して申請する」を選択し、電子署名を行ってください。 ※申請者のマイナンバーカードと、署名用電子証明書暗証番号(6~16 ケタ)が必要です。
- ③申請完了と画面に表示されたら、手続き完了です。 ※申請内容の控えが必要な場合はダウンロードください。

3 注意事項

・離婚調停中や丹波市から住所票を移さずに単身赴任されている場合などは、保育事由の証明と併せて、下記の書類の添付が必要です。下記の書類に限り、提出に時間を要する場合は、事前に子育て支援課にご連絡ください。

子育て支援課認定こども園係 電話番号:0795-88-5083 (直通)

①離婚調停中の場合:離婚調停中であることを証明する書類(裁判所が発行する書類)

②単身赴任の場合 :賃貸契約書や公共料金の請求書等

- ・電子申請での提出後、保育事由や世帯状況、希望施設等について変更がある場合は、速や かに変更の手続きが必要です。詳しくは丹波市ホームページをご確認ください。
- ・電子申請での提出後、市で利用調整(入所調整)を行い、翌年2月中旬以降に入所の可否 を通知いたします。
- ・申請内容の確認のため、後日、子育て支援課から電話連絡を行う場合があります。また、 利用者負担額等を決定するため、後日、子育て支援課から所得(課税)証明書の提出を依 頼する場合があります。予めご了承くださいますようお願いいたします。